

成年年齢引き下げ問題に関する公開講座 「成年延齢引き下げでなにかかわるの？ ～新成人のための消費生活講座～」を開催しました！



2021年2月13日(土)に、成年年齢引き下げ問題に関する公開講座「成年延齢引き下げでなにかかわるの？～新成人のための消費生活講座～」を開催しました。新型コロナウイルス感染予防のため、参加者にはYouTubeでのライブ配信とその後のアーカイブ動画で視聴していただく形での開催となりました。

ライブ配信では119回、アーカイブ動画は147回の視聴があり、のべ200人以上の方が視聴されました。

民法の改正により2022年4月から成年年齢が引き下げられます。それに伴い、18歳、19歳の契約に関する消費者被害の増加が予想されています。

今回、千葉市や千葉県高等学校PTA連合会などの行政や多くの団体と連携し、高校生、大学生及び教員や保護者の皆さんを対象に、成年年齢の引き下げに伴う契約トラブルに対応できるよう、若者が知っておくべき消費生活に関する知

主催 千葉県生協連、

共催

千葉市、千葉県高等学校PTA連合会、
千葉大学生協同組合、東邦大学消費生活協同組合、千葉商科大学生活協同組合、千葉県学校生活協同組合、
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者市民サポートちば

後援

千葉県、千葉県高等学校長協会、淑徳大学、
中央労働金庫



識を楽しく学ぶ公開講座を開催しました。

講師には、全国の高校、大学で消費者教育の講座をおこなっている、公益財団法人消費者教育支援センター主任研究員の庄司佳子先生にお願いし、学生にも届くようなわかりやすく親しみやすい内容で、お話しいただきました。

また、淑徳大学3年生の梅田舞佳さんに司会をお願いし、よしもと住みます芸人のもぐもぐピーナッツと掛け合いながら、楽しい雰囲気で行っていただきました。



左：もぐもぐピーナッツ

右：梅田舞佳さん

<講演スケジュール>

- 1 4.7兆円、これは何の数字ですか？
- 2 成年年齢引き下げで、何が変わのでしょうか？
- 3 成年年齢引き下げで、周りの人たちは何を心配しているのでしょうか？
- 休憩 —
- 4 若者に多い消費者被害は、どんな被害でしょうか？
- 5 消費者被害を回避するにはどうしたらよいのでしょうか？
- 6 4.7兆円を大きく減らすために自分ができることは何ですか？



オズワルド

前半では年間の消費者被害額が4.7兆円もあること、大人たちは成年年齢が引下げられることで18歳から保護者（親権者）の同意なしでクレジットカードやローンの契約ができるようになることを心配している…といったことを、庄司先生は丁寧に話されました。

一旦休憩を取った後、後半はよしもとの漫才師、オズワルドによる「訪問販売」の漫才からスタートしました。訪問販売業者の売り込みを断れず、被害にあった人が消費生活センターに相談する話に、会場の関係者も思わず笑ってしまいました。

それを受けて先生は「高齢者だけでなく若者も断れないことが多いんですよ」と、若者に多い被害の話をしてくださいました。最後に「消費者被害にあわないようにするには、本当に必要かをよく考えることが重要です。事業者を変えるのは消費者。事業者に苦情だけでなく良いことでも声をかけるなど、行動し発信する消費者になりましょう」と結ばれました。



御園えみ子所長

最後に今日のまとめとして、千葉市消費生活センターの御園えみ子所長から「契約する時には今日の庄司先生のお話や漫才を思い出して、よく考えてからサインしてください。もしサインしてから不安になり相談したくなったときには、ひとりで悩まずにお近くの消費生活センターにつながる番号「188」に電話してください」とご挨拶いただき、講座を終了しました。

また、開催後の参加者アンケートには以下のような感想が、多数寄せられました。

- ・大学生の司会、とても良かったです。ちょうど同じ学年の娘と一緒に聴かせていただきましたが、知っていることもあるけれど消費の考え方や法律について聴けてよかったそうです。漫才とのコラボで印象に残りやすく楽しかったようです。
- ・私は、22歳で大学4年生ですが、消費生活についてまだまだ知らないこともたくさんあり、今回参加させていただきました。中途解約制度や不実告知などなんとなく聞いたことがあるけど、実際そういった場面に直面したときにどう行動していいかわからなかったのが、今回学ぶことができてとても良かったです。大学生でも今日学んだことを知らない人も多いと思いますので、周りに伝えていければと思います。